

# 大阪市立大領小学校 PTA 規約

## 第1章 名 称

第1条 この会は、大阪市立大領小学校 PTA という。なお、この会は事務局を大阪市立大領小学校（以下、「本校」という。）に置く。

## 第2章 目 的

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭、本校及び地域における在学する全ての児童の健全な育成を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。

- (1) 会員の成人活動並びに地域活動を盛んにするとともに、学校教育について理解を深める。
- (2) 家庭、本校及び地域の緊密な連携によって、在学する全ての児童を保護、善導する。
- (3) 家庭、本校及び地域における教育環境をよくする。

## 第3章 方 針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主的な社会教育団体として次の方針に従って活動する。

- (1) 在学児童の教育並びに福祉のために活動する諸団体および諸機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) この会、または、この会の運営委員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (4) 学校の教育方針及び人事並びに管理に干渉しない。

## 第4章 会 員

第5条 この会の会員になることができる者は、次の通りである。

- (1) 本校に在学する児童の保護者
- (2) 本校の教職員

2 この会に入会しようとする者は、入会届を提出しなければならない。ただし、年度途中の入会は転入時を除き認められない。

第5条の2 会員が次のいずれかに該当した場合は、退会となる。

- (1) 転出等により在学児童の学籍が失われたとき
- (2) 在学児童の保護者でなくなったとき
- (3) 退職、異動により本校の教職員でなくなったとき
- (4) 退会届を提出したとき。

第6条 この会の会員は、会費を納めるものとする。

## 第5章 経理

第7条 この会の経費は、会費をもってあてる。

第8条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第9条 この会の会費は、一律(一世帯)年額 4000 円とする。ただし、実行委員会の協議により減額することができる。年度途中の転入転出者については細則により定める。

第10条 この会の経理は、会計監査を経て会員に報告されなければならない。

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月 31 日に終わる。

## 第6章 運営委員会とその選挙

第12条 この会の運営委員会は、次の運営委員から構成される。

- (1) 会長 若干名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 書記 若干名
- (4) 会計 若干名

第13条 運営委員の任期は、1年とする。ただし、再選は妨げない。また、運営委員は引き続いで他の運営委員に選任されることができる。

第14条 運営委員の選出・就任は次の通り行われる。

- (1) 運営委員候補者(役職含む)の立候補を全会員から募る。
- (2) 運営委員候補者が定数を超えた場合、前年度運営委員・実行委員が決定権を所有するものとし、審議のうえ選出する。
- (3) 運営委員は、年度初めの総会において承認を受ける。
- (4) 運営委員は、総会で承認された日時より就任する。

## 第7章 運営委員の任務

第15条 会長は次の職務を行う。

- (1) この会を代表し会務を総括する。
- (2) 常置委員会並びに特別委員会の委員長及び副委員長は運営委員の合意を得て任命する。
- (3) 総会及び実行委員会を招集する。
- (4) 各委員会(会計監査委員は除く)に出席して意見を述べることができる。
- (5) この会の資産を管理する。

第16条 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。

第 17 条 書記は、次の職務を行う。

- (1) 総会及び実行委員会の議事並びに、この会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 記録、その他の書類を保管する。
- (3) 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第 18 条 会計は、次の職務を行う。

- (1) 総会で決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
- (2) 予算の立案に協力する。
- (3) 会計簿を保管し、会員が閲覧を求めた場合には閲覧に供する。
- (4) 会計監査を受け、会員に報告する。

第 19 条 運営委員に欠員が生じたときは、第 14 条の規定に準じて立候補を募ることができる。この場合において、同条第2号中「前年度」とあるのは「当年度」に、同条第3号中「年度初めの総会」及び同条第4号中「総会」とあるのは、「実行委員会」にそれぞれ読み替えるものとする。

2 前項の規定により就任する運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第8章 会計監査委員会

第 20 条 この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く。会計監査委員会には、2名の委員を置く。

第 21 条 会計監査委員は、運営委員または常置委員の経験者から選出する。なお、就任は第 14 条に準じて行う。

第 22 条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、年間1回以上、全会員にその監査結果を報告する。

第 23 条 会計監査委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第 24 条 会計監査委員は、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

## 第9章 総 会

第 25 条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第 26 条 総会の定足数は、全会員の5分の1(委任状を含む)とする。決議は出席者の過半数の同意を要する。

第 27 条 総会審議は、場合により、集会形式または書面形式(電磁的記録を含む)で行えるものとする。また、書面形式(電磁的記録)で行う場合は、次の通り行われる。

- (1) 会長が総会の決議の目的である議案について提案を行う。
- (2) 書面表決、または電磁的記録において、全会員の過半数の承認があった場合のみ、決議があつたものとみなす。

第 28 条 実行委員会が必要と認めるとき、または、会員の3分の1以上の要請があつたときは、会長は総会を招集する。

第 29 条 総会は、年間1回以上開催する。

第 30 条 この会の、年間行事計画、及び予算の審議決定並びに決算報告の承認は総会で行う。

第 31 条 議長の選出は、出席者の総意によってこれを行う。

## 第 10 章 実行委員会

第 32 条 実行委員会は、この会の運営委員、各常置委員会のリーダー、サブリーダーおよび校長、教頭、実行委員会担当の教職員をもって構成される。

第 33 条 実行委員会の任務は、次の通りである。

- (1) 各常置委員会によって立案された事業計画及び予算の編成を審議検討する。
- (2) 総会に提出する議案を調整する。
- (3) 必要があるときは、特別委員会を設ける。
- (4) その他、規約並びに総会の決議に従って、この会の事務を処理する。

第 34 条 実行委員会は、会長が必要と判断した場合に開催する。また、決議は出席者の総意によつてこれを行う。

第 35 条 議長の選出は、出席者の総意によってこれを行う。

## 第 11 章 常置委員会、特別委員会

第 36 条 この会の活動に必要な事項について、調査研究、立案及び実施するために次の常置委員会を置く。ただし、実行委員会の協議により、必要に応じて委員会を休止することができる。

- (1) 学級委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 生涯教育委員会
- (4) 保健厚生委員会
- (5) 人権啓発委員会

第 37 条 この会の特定の目的を遂行するために、必要あるときは特別委員会を置くことができる。

第 38 条 特別委員会は、その任務が終わるとともに自動的に解散する。

第 39 条 各常置委員会の委員の選挙及び就任は第 14 条に準じて行う。

- 2 各常置委員会の委員は、他の常置委員会の委員を兼ねることができる。
- 3 各常置委員会のリーダー及びサブリーダーは委員の互選により決定する。
- 4 各常置委員会のリーダー、サブリーダー及び委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第 40 条 常置委員会の任務及び活動は、次の通りとする。

(1) 学級委員会

ア. 保護者と教職員の最も基本的な話し合いの場であり、あらゆる PTA 活動の基盤となるよう  
に努める。

イ. 教育環境が、より好ましくなるように努める。

ウ. ベルマーク等の整理をする。

(2) 広報委員会

ア. 会員に対して情報を伝達する。

イ. 地域社会に対して、この会の認識と理解を深め、進んで協力を得るように努める。

ウ. 機関紙を年 1 回以上発行する。

(3) 生涯学習委員会

ア. 会員の教養を高めるために、学習活動を推進する。

イ. 学校教育に対する理解と認識を深めるように努める。

ウ. 地域における社会教育の推進に協力する。

(4) 保健厚生委員会

ア. 在学児童の健康増進を図り、会員の保健衛生に対する理解を深めるように努める。

イ. 学校の保健事業及び体育行事に協力する。

ウ. 学校給食が十分な効果をあげるように努める。

エ. 家庭における児童の食改善につくす。

オ. 会員の健康増進と体力の向上を図る。

(5) 人権啓発委員会

ア. 学習会や研修会を通して、全会員の人権意識の向上に努める。

イ. 日常的、継続的な人権啓発活動としての広報活動に努める。

ウ. 地域関係諸団体との連携を図り、その活動に協力する。

第 41 条 全会員で在学児童指導を次の通り行う。

(1) 在学児童の家庭生活、社会生活の保護、善導に努める。

(2) 地域社会とのふれあい活動を推進する。

(3) 在学児童の交通安全を図る。

(4) 地域の関係諸団体、諸機関及び、それらの活動に協力する。

第 42 条 全会員は、各常置委員会の求めに応じて活動に参加することができる。

第 43 条 校長、教頭は、各常置委員会に出席して意見を述べることができる。

第 44 条 各常置委員会は、その事業の計画、実施にあたって実行委員会にはからなければならない。

## 第 12 章 サークル活動

第 45 条 第 3 条第 1 項の目的を達成するため、会員はサークルを設立、若しくは参加することができる。

第 46 条 サークルの設立、運営については「大阪市立大領小学校 PTA サークル運営規則」に定める。

## 第 13 章 個人情報の取扱い

第 47 条 この会の活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、管理については、「大阪市立大領小学校 PTA 個人情報取扱規則」に定め、適切に運用するものとする。

## 第 14 章 改 正

第 48 条 この規約は、総会設立の条件を満たし、出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。ただし、改正案は総会の7日前にその内容を全会員に知らせておかなければならない。

附則 1. 個人情報の取扱いに関する規定は別に定める。

2011(平成 22)年5月 22 日改正

2017(平成 29)年 12 月 4 日改正

2020(令和2)年6月1日改正

2021(令和3)年6月1日改正

2023(令和5)年6月1日改正

2024(令和6)年12月1日改正

2025(令和7)年6月12日改正

## 大阪市立大領小学校 PTA 個人情報取扱規則

### (目的)

第1条 この規則は、大阪市立大領小学校 PTA(以下「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA活動において実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

### (管理責任者)

第3条 本会における個人情報保護管理者は、本会会長より1名を選出する。

- 2 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。
- 3 本会における個人情報の取扱者は運営委員及び実行委員とする。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

### (利用目的)

第4条 本会は、個人情報を取扱う事業ごとに事前に、収集する個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を定め、明示する。

### (個人情報の収集)

第5条 本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお本会は、要配慮個人情報(思想、信条及び宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報)については取得しないものとする。

### (利用の制限)

第6条 本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報の管理)

第7条 個人情報保護管理者は、個人情報の安全確保及び正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざん及び漏えいの防止
- (3) 個人情報の正確性及び最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

2 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(第三者への提供の制限)

第8条 本会は、収集した個人情報は事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規則の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
- (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称についてあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき

3 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的または個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

#### (第三者からの提供)

第9条 本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする)。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

#### (個人情報の開示請求)

第10条 本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、書面または口頭により、その開示(当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

#### (個人情報の訂正または削除請求)

第11条 本会は、個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

2 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

(苦情の処理)

第12条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(漏えい時などの対応)

第13条 本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

2 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本会会長に報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

(研修)

第14条 個人情報保護管理者は、運営委員、実行委員、その他個人情報を取扱う者に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(雑則)

第15条 本規則の改廃は運営委員会を経て実行委員会の承認を受けて行う。

2 本規程の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

2021(令和3)年6月1日制定

2025(令和7)年6月1日改正

## 細則

### 第1章 会 費

第1条 本会規約第9条により細則として定める。

第2条 銀行口座振替もしくは現金徴収により年1回徴収する。

第3条 入会届一斉提出締切日以降の転入により入会する世帯について、会費は徴収しない。

第4条 年度途中に転出または退会届の提出により退会する世帯について、すでに徴収した会費は返金しない。

### 第2章 会費管理

第5条 本会の会費またはその他の資金は、原則として会長名義の銀行口座により管理する。

第6条 ただし、会長が不在の場合、またはその他のやむを得ない事情により会長を名義人とすることが適当でないときは、運営委員会の協議により、運営委員のうちから1名を口座名義人として選任することができる。

2021(令和3)年6月1日制定

2025(令和7)年6月1日改正

2025(令和7)年7月1日改正

# 大領小学校 PTA サークル運営規則

## 規則

### (総則)

第1条 この規則は、大阪市立大領小学校 PTA(以下、「本会」という。)規約第12章に定めるサークル活動の運営について定める。

### (目的)

第2条 サークル活動の目的は以下のいずれかとする。

- (1)児童の学校生活水準の向上
- (2)本会会員の教養の向上
- (3)会員相互の親睦
- (4)地域活動の活性化

### (設立)

第3条 サークルを設立する場合、設立申請書に必要事項を記載し、名簿とともに実行委員会に提出する。

2 実行委員会は当該サークルがPTA活動に適するか検討し、適すると判断した場合はこれを承認する。

### (解散)

第4条 サークルを解散する場合、解散届に必要事項を記載し、実行委員会に提出する。

2 解散にあたっては、本会会計により購入した備品(消耗物品を除く)の返却、解散時点での決算報告書の提出、補助金残金の返金を行わなければならない。

### (休止)

第5条 一時的に活動が困難となったサークルは、実行委員会に報告し活動を休止することができる。

2 休止にあたっては、本会会計により購入した備品(消耗物品を除く)の返却、休止時点での決算報告書の提出、補助金残金の返金を行わなければならない。

3 活動休止の日から3年を経過したサークルは自動的に解散となる。

#### (会員)

第6条 サークルは本会会員3名以上で構成される。ただし、既存サークルが3名を下回る場合は、第13条の規定により実行委員会に諮る。

2 サークルは過去に本会会員であった者及び地域住民(校区内在住者に限る)が参加することができる。ただし、大領小学校在校生の保護者の場合は、本会会員又は本会への入会を制約した者でなければならない。

#### (代表者)

第7条 サークルは代表者を選出する必要がある。ただし、代表者は本会会員に限る。

#### (活動)

第8条 サークルはその活動目的に沿って、年1回以上活動する。

2 サークル活動中に事故のあった場合、本会会員は本会加入の保険を適用することができる。

#### (会員募集)

第9条 サークルは年1回以上の会員募集を行わなければならない。

2 本会はサークル会員募集に協力することができる。

#### (届け出)

第10条 サークルは、年度末に活動報告書、決算報告書、次年度活動計画書、次年度予算申請書、サークル名簿を実行委員会に提出しなければならない。ただし、決算報告書、次年度予算申請書に関しては、PTA会計からの支出を受けていない場合、不要とする。

#### (活動補助費)

第11条 活動補助費は、実行委員会にて予算申請書を審議検討し、総会にて決定する。

2 活動補助金はサークル活動に不可欠な備品の購入、施設利用料、講師への講師料等にあてる事ができる事とする。ただし、講師はサークル会員ではないことを条件とする。

3 保険料等、個人に対する支出は、本会会員に対するものに限る。

#### (会費)

第12条 サークルは、必要に応じてサークル会員から会費を徴収することができる。

2 会費を徴収する場合、会計簿帳を作成し実行委員会の求めがあれば提示しなければならない。

(実行委員会)

第 13 条 次の場合、実行委員会はサークル代表者に出席を求めることができる。やむを得ない場合、サークル代表者は書面形式(電磁的記録を含む)により必要事項を提出し出席に代えることができる。

- (1)本規約に違反したとき
- (2)虚偽の届け出をしたとき
- (3)届け出に疑義のあるとき
- (4)本会会員が3名を下回ったとき
- (5)その他、実行委員会が必要と認めたとき

2 実行委員会は前項を経たうえでサークルに対し次の措置をとることができる。

- (1)改善指示
- (2)休止
- (3)解散

(PTA 活動)

第 14 条 本会は必要に応じてサークルに活動を協力することができる。

2 サークルは前項の求めに対し、可能な限り協力しなければならない。

(その他)

第 15 条 本規定に定めない事項について審議がある場合は、サークルは実行委員会に申し立てをし、実行委員会にて審議・決定する事とする。

2 本規則の改廃は運営委員会を経て実行委員会の承認を受けて行う。

2024(令和6)年12月1日制定

2025(令和7)年6月1日改正